



Title	民法入門 (平成18年度)
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learningobject
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	03.pdf (第3回レジュメ)



[Instructions for use](#)

契約の主体と代理

《契約の主体：権利能力、意思能力、行為能力》

1 これまでの議論のまとめ

何故、契約の成否を語るのか？ 法的取扱いが違うから（契約には拘束力あり）。
何故、契約には拘束力があるのか？ 自分で決めたことだから（「意思自治」）。
「自分で決めた」と評価できないときは、どうなるか？ レジュメ 8-9 頁参照。
あくまで「的確に決断できる」「人」が想定されている。

2 今回のテーマ - 契約の主体としての「人」 -

- a 契約の主体となれるのは、どんな「人」か？（契約の当事者になれる「人」とは？）
「権利能力」の問題（3条）。
- b その「人」に十分な判断能力がなかった場合、どうなるのか？（「決める」能力）
「意思能力」、「行為能力」の問題（4-21条）。
- c 附・契約の締結を他の人に任せるには、どうしたらよいか？
「代理」の問題（99-118条）。

3 権利能力の意義：いわゆる「知能」ではなく、「資格」のこと。

- a 権利能力とは、何か？
「資格」としての、権利能力：権利を有し、義務を負うことのできる「資格」。
契約の当事者となることのできる「資格」のこと。

民法3条1項に定められている意味

- (1) 人間以外の動物やキャラクターは契約できない（当事者になれない）。
その理由：民法は人間同士の関係を規律するのが目的だから（動物やキャラクターは取引の対象物ではない）。

* 架空のキャラクターとしての「法」人：そこに「人」を想定した方が簡明な場合に、法は「人」を想定する（具体的には、会社など）。

- (2) 人間であれば、**誰でも**契約の主体となれる。
その理由と歴史的意義：奴隷制（人間なのに取引の対象物）の廃止。

* 外国人の権利能力（3条2項）：船舶や航空機の所有を制限される場合あり。

- b **権利能力の始期** (3条1項): 出生時。
 * 附・胎児の取扱い: 権利能力なし。ただし、生きて生まれた場合、遡って既に生まれていたと扱われる場合あり(721条、886条)。
- c **権利能力の終期**: 死亡時(相続開始)。
 * 附・失踪宣告制度の意義と目的(30-32条): 失踪者の財産の清算(=相続)。
- 4 **意思能力の意義**: 文字通り、「知能」。「決めた」と評価するための知的基盤。
- a **意思能力とは、何か?**
 意思能力の定義: 意思を持ち(=決断を下し)それを表示できる知能。
 * どんな効果が発生するを理解できること(売買なら、物の引渡と代金支払)。
- 意思無能力者の例: 幼児、泥酔者等。
- b **意思無能力の効果**(「意思自治」の帰結): その意思表示は無効(契約=無効)。
- 5 **行為能力 - 制限能力者と制限能力者制度** (4条以下) -
- a **制限行為能力とは、何か?**
 意思能力と行為能力: どちらも「知能」だが、要求される水準が異なる。
 (1) 確認・意思能力とは何か: 意思を持ち、それを表示できる知能。
 (2) 意思能力があると、どうなるか: その意思表示は有効。
 行為能力の存在意義
 (3) 行為能力とは何か: その取引が自分に及ぼす影響(=自分にとっての利害得失)を的確に判断することのできる知能。
 (4) 制限(行為)能力者の定義: 利害得失を的確には判断できない人。
 (5) 制限能力制度の趣旨と帰結: そのような人を保護するため、その人の意思表示は取消せる(取消すと、無効になる)ようにする。
- b **制限能力者のタイプ**: どんな人が、どんな契約を取消せるのか?
 未成年者(4-6条): 20歳未満の人(原則、取消可能。ただし、例外あり)。
 成年被後見人(7-10条): 重度の障害(原則、取消可能。例外は9条但書のみ)。
 被保佐人(11-14条): 中程度の障害(原則、取消不能。重要な取引は取消可能)。
 被補助人(15-18条): 軽度の障害(被保佐人とほぼ同様)。

- c **お世話の仕方**：制限能力者が取引社会から排除されないためには？
民法（財産法）が想定するお世話：財産の管理に関することで、介護ではない。

お世話のタイプ（お手伝いの仕方）

- (1) その1・「同意権」：アドバイス（そのうえでの意思表示は完全に有効）。
- (2) その2・「代理権」：本人に代わって、本人を当事者として契約を締結。
*「代理」の意味：あくまで本人が契約当事者になるような仕方を探る。
- (3) 仕分け：未成年は両方、被後見は代理のみ、被保佐・被補助は同意のみ。

附・逸脱行為の効力：本人ないし世話役は取消せる（ 取消すと、無効）。

《代理 理：その存在理由と基本構造》（より詳しくは、後に取り上げる。）

6 代理制度の存在理由

a 代理とは、何か？

「代理」の定義（99条）：本人に代わって、本人を当事者として、「意思表示」をすること（もちろん、代理人は相手方にそのことを伝える）。

附・用語法の注意点

- (1) 日常生活用語との相違点：基軸としての「意思表示」（「契約締結」）
家庭教師の代理は、民法でいう「代理」ではない。
- (2) 代理と使者：意思決定をするのか、意思決定を伝えるだけなのか？
代理：本人に代わって、意思決定をする（裁量を伴う）。

使者：本人がした意思決定を、単に相手方に伝えるだけ。

b 代理制度は、何故、必要なのか？

本人が制限能力者である：法が代理人となるべき人を決める（法定代理）。
法定代理：99-118条 + 特別規定（4条以下、親族編）【すべて法律で決定】

本人が「法」人：本人の代わりに行動する人を用意（「代表」と呼ばれる）。
法人の代表：99-118条 + 特別規定（33条以下、中間法人法、商法など）【これもすべて法律で決められている。なお、現在、新法が国会で審議中】

本人自身が、場所的・時間的・専門的限界を打破するために、適当な人をお願いして代理人になってもらう：（任意）代理。

任意代理：99-118条【具体的内容は、本人と代理人とで決める】

7 代理の基本構造 - 法が想定する、事柄の正常な推移（特に任意代理の場合） -

概念図

代理人

本人

相手方

代理関係（代理権の授与）：本人が自分の代理人を選んで、自分の代わりに（＝自分を当事者として）契約してくれと依頼する。（この依頼自体も1つの契約）

代理行為（契約の締結）：代理人が相手方と「**本人のために**」契約を締結する。
*「**本人のために**」（「**本人の利益**」）とは：「**本人を契約当事者として**」。

代理の効果：契約の効果は、すべて本人と相手方との間で発生する。
*契約の効果と代理人の立場：代理人は契約の効果は一切受けない。

8 概観・代理をめぐるトラブルの概要とその解決策

a 代理関係をめぐって

代理人は、どこまで、どんな行為ができるのか（「**代理権の範囲**」の問題。法定代理は法律で、任意代理は本人と代理人との取り決めで、決められている）。
* 103条、104-108条もこの問題に関連する規定である。

代理人でない者が代理人と称して代理行為をしたり、代理人が代理権の範囲外のことをしたら、どうなるか（「**無権代理**」の問題。117条 下記のc）。

b 代理行為をめぐって

代理人が、契約の当事者が本人であることを示さなかったら、どうなるか（「**顕名主義**」に伴う「**効果帰属の主体**」の問題。100条 代理人が当事者となる）。

意思の欠缺・瑕疵、ある事情についての善意・悪意（知・不知）は、代理人を基準に判断すべきか、本人を基準に判断すべきか（101条 代理人が基準）。

c 効果帰属をめぐって

代理人は自分の結んだ契約と常に無関係でいられるのか（原則は無関係だが、「**無権代理**」の場合、履行責任まで負わされることがある。117条）。

代理人が代理権を有していなかった場合（＝無権代理）常に本人には効果が帰属しないのか（原則は効果帰属しないが（113条）場合によっては、本人が責任を負うこともある。「**表見代理**」の問題。109-110条、112条）。